

指定自動車整備事業規則及び道路運送車両の保安基準等の一部改正について

1. 背景

(1) 保安基準適合標章制度について

指定自動車整備事業者は使用者からの依頼により、継続検査のために入庫した車両の点検・整備及び検査を行い、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により依頼者に保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付しなければならない（道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第94条の5第1項）、とされています。

なお、保安基準適合標章には、有効期間を付さなければならず（車両法第94条の5第6項）、その期間は検査をした日から15日間と指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号。以下「事業規則」という。）第9条第1項に規定されています。

(2) 保安基準適合標章の表示について

保安基準適合標章は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第37条の4の規定により、自動車の運行中その前面に見やすいように表示しなければならないため、自動車のインストルメントパネル上に貼付等を行い表示しているものが多い状況です。

今般、自動車使用者の利便性の向上や車両前方からの視認性を考慮した結果、保安基準適合標章の様式を見直し、自動車の前面ガラスに貼付ができるようにするため、事業規則及び保安基準等の一部を改正する必要があります。

2. 改正概要

保安基準適合標章を自動車の前面ガラスに貼り付けた場合であっても、運転者の視界を妨げることなく、安全な運行ができるように、事業規則第9条第2項に定められている第二号様式等を改正し、前面ガラスに貼付し表示する際は保安基準適合標章の大きさ（日本工業規格A列6番）を半分に折り込むよう様式を改正します。

これに合わせて、前面ガラスに保安基準適合標章（様式改正後のものに限る。）を貼付できるよう、窓ガラスに係る保安基準等を改正します。

3. スケジュール

公布：平成20年6月下旬 予定

施行：平成20年10月上旬 予定